バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

桜川市長

	住 所	
申 告 者 (納税義務者)	氏 名	(E)
	電話	

地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額(高齢者等居住改修住宅等)に必要な事項について、桜川市税条例附則第10条の3第7項の規定に基づき申告します。

家屋の内訳	所在・地番	桜川市							家屋番号			
	種類 (用 途)				構造		ĭ	生	持家の種類	□ 一戸列 □ アパ-		
	床 面 積			,	. m²	居住月	用床面積	責			•	m^2
	建築年月日	年	月	日	登記年月日	年	月	日	改修工事 完了年月日	年	月	日
		全体工事費用 円 (バリアフリー改修工事以外の工事を含む)										
	バリアフリー 改修工事費用	バリアフ	リー改	修工事	費用		円一約	給付・	補助金額		円	
									=自己負担額			円
【改修工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由】												
※工事完了日から3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合のみ記入												
必i	改氏名	İ							□ 65 歳以上の語	s齢者 □	障害者	
	修(生年月日)	(年	月 日)	該当す			□要介護,要支			
とし	I - · ·											
たった	事 住 所											
方		<u> </u>										
	特区分等状况 解		木士で	ァ业たし	n ##世 / /	. 期代证. 众	≓推∤只1%	≥«△/→⊤	なないまままである。	川田小川安ま		
本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を 税務課が各業務担当課へ照会することに												
同 意 し ま す ・ 同 意 し ま せ ん												
×	該当するものを	で囲んでくれ	ださい ほ	司音された	い場合 寒杏な	行う上で活付書	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	1単類が	必要となった際			

添付書類

○ 納税義務者の住民票の写し

その都度提出していただくことになります。

- 改修工事に係る明細書(当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの)
- 改修工事箇所の図面及び改修前後の写真
- 領収書(改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの)
- 住宅改造補助金交付及び介護保険給付金の決定(確定)通知書等の写し
- 該当する区分に応じた書類
 - ・ 65 歳以上の高齢者 住民票の写し
 - ・ 要介護及び要支援認定者 介護保険の被保険者証の写し
 - ・ 障害者 身体障害者手帳,精神障害者保健福祉手帳等の写し